

## 運営委員会等規則

制定 平成 21 年 9 月 8 日

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 42 条に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）及び部会に関する事項について定める。

(執行委任事項)

第 2 条 定款第 40 条第 1 項に基づき委員会に委任する事業の執行事項は、次のとおりとする。

- 一 公認会計士試験合格者のための実務補習
- 二 公認会計士のための継続的専門研修
- 三 会計及び監査実務に携わる者のための各種の教育研修
- 四 会計及び監査に関する教育研修の調査研究
- 五 その他、前各号の事業を執行するために必要な事項

2 前項の執行事項は、理事会にて承認決議した予算の枠内で執行しなければならない。

(理事長への報告)

第 3 条 定款第 41 条の報告は、原則として委員会の委員長（以下「委員長」という。）が行うものとする。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第 5 条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(決議)

第 6 条 委員会の決議は、委員会の委員（以下「委員」という。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(委員長及び副委員長の選任)

第 7 条 委員長は、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、必要と認めたときは、委員会の議決を経て、委員会に副委員長を置くことができる。

3 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

(委員の職務)

第 8 条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が、その職務を代理し又は代行する。

3 委員は、委員会を構成し、委員会が所管する事項について議決し、執行する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、8月1日から2年間とする。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。

(専門家等の意見聴取等)

第10条 委員会は、委員会の審議のため必要と認めた場合には、会計又は監査に係る専門家若しくは関係者の意見を聴取することができる。

2 前項のほか、委員長は、委員会の審議のために必要と認めたときは、オブザーバーを選任し、委員会への出席を求めることができる。

(部会)

第11条 部会の委員(以下「部会員」という。)は、委員会の議決を経て、委員長がこれを委嘱する。

2 部会に、部会長を置き、部会員のうちから、委員長が指名する。

3 部会長は、部会の会務を掌理する。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」、「委員長」とあるのは、それぞれ、「部会」、「部会長」と読み替えるものとする。

5 部会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

(部会の審議状況の把握等)

第12条 委員会は、部会の審議の進捗状況について、部会長に報告を求めることができる。

2 委員は、オブザーバーとして何時でも部会の審議に出席することができる。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、規則等管理規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年9月9日から施行する。